

# 川越市国民健康保険 赤字解消・削減計画書

平成 30（2018）年度～令和 8（2026）年度

令和 5 年 月改定

川 越 市

本市では、平成29年9月に策定された埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、平成30年3月に、平成30年度から令和5年度を計画期間とする川越市国民健康保険赤字解消・削減計画を策定し、赤字削減のための取組を進めてきました。令和5年度の計画最終年度においても削減すべき赤字が残ることから、本計画の計画期間と削減する赤字の額を見直します。

令和2年12月に策定された第2期の埼玉県国民健康保険運営方針に、「令和8年度までに赤字を解消する段階的な目標を設定する」と示されたため、本市の計画期間を令和8年度まで延伸し、赤字の解消を目指します。

#### 1. 計画期間

平成30年度から、令和8年度までとします。

#### 2. 削減・解消すべき赤字の額

法定外一般会計繰入金を削減・解消の対象とします。

令和4年度決算見込み額に、令和5年度の実績による効果額を反映して求めます。

令和6年度以降に解消すべき赤字の額を9億9千万円とします。

#### 3. 赤字削減のための取組

##### ①これまでの医療費適正化対策を継続します。

納付金ベースの統一により、令和6年度からは医療費の算定が県単位となることから、本市に係る医療費適正化の効果額は算定できなくなります。これまでの取組を継続して実施しつつ、データヘルス計画と重複する取組については、同計画内で目標を示し、評価します。

##### ②保険税設定の見直しを行います。

見直しに当たっては、市町村標準保険税率を参考とします。

また、埼玉県国民健康保険運営方針では、令和9年度からの保険税水準の準統一を目指すとしていることから、県内他団体の進捗状況を確認して対応します。

##### ③収納率向上対策を継続します。

現年度課税に対する徴収に注力し、滞納繰越の発生を防ぎます。

新たな納付手法の導入など、納付環境の整備を進めます。

口座振替を推進します。

#### 4. 課税限度額

令和8年度までに、課税年度の法定限度額とすることを目指します。